

締切迫る

日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生採用候補者の推薦基準について

日本学生支援機構が示す「ガイドライン」と本校内規で示されている「学校長推薦基準」を踏まえて、本校の推薦基準を以下のとおりとします。

（１）人物について

学校生活の全般を通じて、態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。原則として、①特別活動（部活、役員など）の実績があること。②懲戒処分を受けていないこと。
★進学の目的が明確かの判断のために、作文の提出を求めています

（２）健康について

学校保健安全法第 13 条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐えるものと認められる。原則として、①校内で実施された身体測定・尿検査等全てを受診していること。②欠席 10 日以内、欠課 10 回以内、SHR の遅刻 10 回以内（2 年末時、届出含む）

（３）学力及び資質について・・・以下のいずれかの要件を満たしていること

- ①調査書に記入される学習成績概評が、「A」に該当する者（評定平均 4.3 以上）
- ②調査書に記入される学習成績概評が、「B」に該当する者（評定平均 3.5 以上）であって、学校活動等で大変優れた成果を納めた者。
- ③社会的養護を必要とする者で、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、進学後に特に優れた学習成績を収める見込みがある者。

（４）家計について

以下のいずれかの要件を満たしていること

- ①家計支持者（2 人いる場合は 2 人とも）が住民税非課税であること。
- ②生活保護を受給していること。
- ③社会的養護を必要とする人。（児童養護施設等に在籍している、里親による養育を受けている）

※原則として、上記の 4 項目を満たした生徒の中から選考する。

※学力及び資質の状況を重視して選考するものとする。

※推薦委員（教頭・3 年担任・進路部）会で選考・決定する。

<参考として・・・推薦事務のてびきより>

- ◎学業成績の著しい不振等があった場合は返還を求める場合があります。
- ◎本校から 13 名の生徒を推薦することができます。（基準を満たす推薦者は全員採用）
- ◎奨学生候補者となった生徒が進学しない場合は、採用候補者としての資格を失います。
- ◎給付型奨学生候補となった生徒が懲戒処分とうを受けた場合は、推薦取り消しを行う場合がある。
- ◎卒業生については、一度も大学等に入学していない生徒が対象

卒業後 2 年以内の生徒向け、説明会を 5 月 31 日午後 5 時より視聴覚教室にて行います。参加を希望する卒業生は進路まで連絡下さい。

参加受付締切 5 月 30 日 (火) 午前中